

上海駐在員日記

茨城県上海事務所 海野 仁男

1.はじめに

2016年4月より茨城県上海事務所に駐在員として勤務しております。4月に赴任し、最初は言葉もわからず、何もできないところからのスタートでしたが、道を覚え、中国語を習い、少しずつ生活にも慣れて来たところです。

まだまだ、わからない事だらけの中国駐在ですが、感じたことやわかった事を中心に報告したいと思います。



■上海の浦東地区の夜景

上海は東京から1,780kmの距離にあり、茨城空港を利用すれば僅か3時間で来られる距離にあります。移動時間だけで考えれば日本との距離は非常に近いと言えるでしょう。

ちなみに、福岡県を起点にすると上海までが890km、東京までは880kmとほぼ同距離です。九州を起点に考えた場合には、東京より北へ国内移動するよりも上海のほうが近いのです。

この様に距離的にも非常に近い上海は、海外でも日本人が特に多いエリアで、上海市周辺（江西省、江蘇省、浙江省、安徽省を含む）には、約6万人の日本人が生活しています。日本人経営の日本料理屋もかなり多く、ランチタイムなどは日本と遜色のない食事が出来ます。

また、アフターファイブは居酒屋に日本人同士が集まり、お刺身をつまみながら、生ビール片手に談笑している時などは、ここが中国であると言う事を忘れてしまいそうになる時さえあります。

そうは言っても、一歩外に出れば中国です。漢字など似ているものも多いですが、言葉や文化などあらゆるものが違います。隣国であるがゆえに、人、物、金の往来が激しくなるとともに、領土の境界の問題など解決しなければならない課題はたくさんあります。

そんな中国ですが、進出している日系企業も多く、日本の輸入取引相手国第1位となっており切っても切れない関係にありますので、中国や上海について少し話したいと思います。

2.中国とは

日本では、普段、中国と言っていますが、正式名称は、中華人民共和国です。中国語名は、「中華人民共和國」または「中华人民共和国」です。

世界一の人口で13億6千万人以上、国土の広さは日本の実に25倍。首都は北京市です。22省級行政区、5自治区、北京市・天津市・上海市・重慶市の4直轄市、香港・マカオの2特別行政区を法域としています。

4直轄市の一つが上海市ですが、日本の市とはスケールが違います。まず、面積はほぼ茨城県と同じ広さであり、人口は約2,400万人です。人口300万人弱の茨城県と比べると、どれだけ人が多いかが想像できると思います。

3.中国の漢字について

(1) 3種類の漢字

中国は、ひらがな、カタカナ、アルファベットも無い文化のため、中国で法人設立登記をする時は、会社名を漢字で登記しなければなりません。

日本も漢字文化の国ですがその書体は少し違い、アジアには3種類の漢字があります。中国では、繁体字と簡体字と呼ばれています。「中国」は、繁体字で「中華人民共和國」、簡体字で、「中华人民共和国」と表記します。

これは、日本の楷書、草書みたいな簡略式の書き方なのですが、どちらも正式な漢字です。それぞれ使われているエリアが違います。

第二次世界大戦終戦後、日本と中国はどちらも漢字改革に乗り出しました。こうして誕生したのが日本の「常用漢字（当初は当用漢字と呼ばれた）」と中国の「簡体字」です。もともとは、すべて「繁体字」で表記されていました。

しかし、20世紀半ばの中華人民共和国の成立とともに、国家として文字の普及が求められるようになりました。中国人にとっても難解な「繁体字」は、覚えるのに苦勞を要するものだった様です。

そして、戦後日中両国はそれぞれ独自の漢字

の簡略化に踏み切ったのです。現在も繁体字を使い続けている台湾と香港、マカオを除き、中国と日本の漢字は新字体を使っています。

日本の新字体は、漢字の形はそのまま残っています。旧字体は、現在では人名、地名など一部残る位でほとんど見かけることはなくなりました。中国の繁体字は、香港や台湾に行けば、現在も普通に使われています。

新	庄	困	豊	壺	營	広	駅	従	国	囙	発	髪	帰	氣
旧	壓	圍	豐	壹	營	廣	驛	從	國	圖	發	髮	歸	氣

■日本の新旧漢字の例

一方、大幅に画数を減らしたのが、簡体字です。中国の方が画数の減らし方が徹底しています。「飞（飛）」や「丰（豊）」「归（帰）」「无（無）」「几（幾）」「鸟（鳥）」「风（風）」「从（従）」「发（発）」など、もとの字がわからない位画数が減っています。

また日本では「廣」を「広」にしたり「氣」を「気」にしたりと一応漢字としての体裁を保っているのに、簡体字では「广」「气」のようなバランスの悪い漢字が多く、割り切り方が凄いです。

日本人が見ると何か抜けてると物足りなさを感じてしまいます。「言べん」も草書体にヒントを得て全部「说」「话」「談」となっており、「さんずい」と見分けがつきにくくなっています。「談」と「淡」なんて手書きにしたらほとんど同じです。

繁体字・簡体字・常用漢字はそれぞれの国、地域で決められている漢字であり、学校で習うのもそれぞれの字体です。

私が通っている中国語教室でも、私が日本の漢字（常用漢字）を書くと、それは字体が違う（簡体字ではない）と指導されます。

しかし、画数の少ない簡体字は慣れると書き

易く、合理的だと納得させられたりもします。

注意しなければいけないのは、「角」と「角」、「直」と「直」など、すごく似ていて違いを見落としてしまいそうな漢字です。

中国の漢字と似ていても中国には無い書体だったりします。日本語から中国語へ(或いは逆)の翻訳時などにこれらの漢字を置き換えないといったミスは、起こりやすく注意が必要です。

契約書やマニュアルを作る時には、このような漢字の使用をしないように注意しなければなりません。

(2) 企業名について

以下の漢字は、カタカナの企業等の名前ですが、あなたはいくつわかりますか。

- ①星巴克、②佳能、③可口可乐、④迪士尼、
- ⑤雅虎、⑥优衣库

(答えは、P17に記載)

中国で会社を設立する際、会社名は漢字表記しなければなりません。日本企業などで漢字の会社名の場合そのまま使用するケースが多いですが、カタカナ名、英語の企業の場合などは、その音を発する漢字を使うことが多いようです。

ただ、同じ音の漢字は複数ありますので、そ



■フードコートの日系飲食店の看板

の中から、会社の良いイメージを伝えられる漢字を探すことになります。社名の与える第一印象はやはりとても大事なものだと思われます。

4.中国に進出している日系企業について

資料1. 2を見ていただくと、海外における日本人数の推移がわかります。中国は、米国について多く、中国全体では13万人の邦人がおり、その内、上海総領事館エリア(以下、上海地区という。)で約6万人が生活しています。

中国で暮らす日本人の約半分が上海地区に暮らしています。邦人数は平成24年をピークに減少に転じています。

この年は、尖閣諸島問題を発端とした激しい反日デモがあった年ですが、大気汚染や物価高を気にして家族を日本に帰した駐在員が多かったと聞いています。

資料3. 4は日系企業の推移です。中国および上海の企業数は毎年増加しています。驚くべきは、上海の企業数の多さでしょう。

中国全体の3分の2、北京を含む中国大使館エリアの約10倍の企業が集中しています。政治は北京、経済は上海とよく言われますが、この数字を見るとなるほど納得させられます。

以前は、安い人件費に魅力を感じた製造業が、多数中国に進出して来ましたが、最近10年で人件費は5倍程度に高騰しています。人件費だけでなく不動産価格も高騰している上海を離れ、中国内陸部へ拠点を移す企業や、資料3からわかるように、タイ、ベトナムなど、より人件費の安い国への進出が増加しています。

製造拠点としての魅力は薄れたとはいえ、13億人の人口と成長性や広大なマーケットに魅力を感じて進出してくる企業は多く、その中心はサービス業に移っている様です。

◆資料1. 国(地域)別在留邦人数上位10位推移

各年10月1日現在

順位	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		前年比
	国(地域)名	在留邦人数	国(地域)名	在留邦人数	国(地域)名	在留邦人数	国(地域)名	在留邦人数	国(地域)名	在留邦人数	国(地域)名	在留邦人数	
1	米国	388,457	米国	397,937	米国	410,973	米国	412,639	米国	414,247	米国	149,610	+1.3%
2	中国	131,534	中国	140,931	中国	150,399	中国	135,078	中国	133,902	中国	131,161	-2.0%
3	オーストラリア	70,856	オーストラリア	74,679	オーストラリア	78,664	オーストラリア	80,981	オーストラリア	85,083	オーストラリア	89,133	+4.8%
4	英国	62,126	英国	63,011	英国	65,070	英国	67,148	英国	67,258	英国	67,997	+1.1%
5	ブラジル	58,374	カナダ	56,891	カナダ	61,854	カナダ	62,349	タイ	64,285	タイ	67,424	+4.9%
6	カナダ	54,436	ブラジル	56,767	ブラジル	55,927	タイ	59,270	カナダ	63,252	カナダ	66,245	+4.7%
7	タイ	47,251	タイ	49,983	タイ	55,634	ブラジル	56,217	ブラジル	54,377	ブラジル	54,014	-0.7%
8	ドイツ	35,725	ドイツ	36,669	ドイツ	38,740	ドイツ	37,393	ドイツ	39,902	ドイツ	42,205	+5.8%
9	韓国	29,064	韓国	30,382	フランス	34,538	韓国	36,719	フランス	38,349	フランス	40,308	+5.1%
10	フランス	27,020	フランス	29,124	韓国	33,846	フランス	32,579	韓国	36,708	韓国	38,060	+3.7%

◆資料2. 在外公館別邦人数推移

各年10月1日現在

順位	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		前年比
	国(地域)名	在留邦人数	国(地域)名	在留邦人数	国(地域)名	在留邦人数	国(地域)名	在留邦人数	国(地域)名	在留邦人数	国(地域)名	在留邦人数	
1	ロサンゼルス総	94,941	ニューヨーク総	97,336	ロサンゼルス総	98,266	ロサンゼルス総	97,585	ロサンゼルス総	96,135	ロサンゼルス総	95,052	-1.1%
2	ニューヨーク総	94,488	ロサンゼルス総	96,530	ニューヨーク総	95,214	ニューヨーク総	93,480	ニューヨーク総	89,620	ニューヨーク総	86,045	-4.0%
3	上海総	65,414	上海総	73,225	上海総	78,862	英国大	65,164	英国大	65,173	英国大	65,833	+1.0%
4	ロンドン総(英国大)	60,322	ロンドン総(英国大)	61,030	英国大	63,151	上海総	64,317	上海総	62,087	タイ大	63,691	+5.4%
5	サンパウロ総	45,766	タイ大	46,410	タイ大	51,767	タイ大	55,350	タイ大	60,442	上海総	60,146	-3.1%
6	タイ大	43,925	サンパウロ総	44,105	サンパウロ総	43,355	サンパウロ総	42,577	サンフランシスコ総	43,450	サンフランシスコ総	44,616	+2.7%
7	サンフランシスコ総	39,258	サンフランシスコ総	39,264	サンフランシスコ総	41,208	サンフランシスコ総	41,974	サンパウロ総	41,602	サンパウロ総	40,511	-2.6%
8	シカゴ総	29,117	シカゴ総	30,480	シカゴ総	31,791	シカゴ総	32,295	シンガポール大	35,982	シンガポール大	36,963	+2.7%
9	シドニー総	28,783	シドニー総	29,464	バンクーバー総	31,039	シンガポール大	31,038	シカゴ大	33,362	バンクーバー総	33,444	+5.5%
10	バンクーバー総	26,323	バンクーバー総	28,165	シドニー総	30,353	シドニー総	30,832	バンクーバー総	31,707	シカゴ総	33,320	-0.1%

◆資料3. 国(地域)別日系企業(拠点)数上位10位推移

各年10月1日現在

順位	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		前年比
	国(地域)名	日系企業(拠点)数	国(地域)名	日系企業(拠点)数	国(地域)名	日系企業(拠点)数	国(地域)名	日系企業(拠点)数	国(地域)名	日系企業(拠点)数	国(地域)名	日系企業(拠点)数	
1	中国	29,959	中国	33,240	中国	31,060	中国	31,661	中国	32,667	中国	33,390	+2.2%
2	米国	6,207	米国	6,792	米国	6,899	米国	7,193	米国	7,816	米国	7,849	+0.4%
3	ドイツ	1,437	ドイツ	1,446	インド	1,713	インド	2,510	インド	3,880	インド	4,315	+11.2%
4	タイ	1,370	インド	1,428	ドイツ	1,527	タイ	1,580	インドネシア	1,766	ドイツ	1,777	+5.5%
5	インドネシア	1,278	タイ	1,363	タイ	1,469	ドイツ	1,571	ドイツ	1,684	タイ	1,725	+5.1%
6	インド	1,228	インドネシア	1,308	インドネシア	1,397	インドネシア	1,438	タイ	1,641	インドネシア	1,697	-3.9%
7	マレーシア	1,184	マレーシア	1,172	フィリピン	1,214	マレーシア	1,390	フィリピン	1,521	ベトナム	1,578	+8.7%
8	英国	1,169	フィリピン	1,171	ベトナム	1,211	ベトナム	1,309	ベトナム	1,452	フィリピン	1,448	-4.8%
9	フィリピン	1,075	英国	1,105	台湾	1,141	フィリピン	1,260	マレーシア	1,347	マレーシア	1,383	+2.7%
10	台湾	996	台湾	1,100	英国	1,083	台湾	1,119	台湾	1,112	台湾	1,125	+1.2%

※「大」は大使館、「総」は総領事館、「事」は領事事務所、「駐」は出張駐在官事務所を示します。

※在上海総領事館の管轄は、上海市、江西省、江蘇省、浙江省、安徽省です。

出典 (外務省「海外在留邦人数調査統計」)

◆資料4. 在外公館別日系企業(拠点)数推移

各年10月1日現在

順位	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		前年比
	在外公館名	日系企業(拠点)数	在外公館名	日系企業(拠点)数	在外公館名	日系企業(拠点)数	在外公館名	日系企業(拠点)数	国(地域)名	日系企業(拠点)数	国(地域)名	日系企業(拠点)数	
1	上海総	18,075	上海総	19,835	上海総	21,103	上海総	21,630	上海総	21,811	上海総	22,220	+1.9%
2	中国大	5,413	中国大	5,994	青島総	2,666	中国大	2,621	中国大	2,471	青島総	2,515	+20.1%
3	広州総	1,949	青島総	2,555	中国大	2,367	広州総	2,153	広州総	2,159	中国大	2,467	-0.2%
4	青島総	1,913	広州総	2,140	広州総	2,144	大連駐	1,851	青島総	2,094	広州総	2,146	-0.6%
5	タイ大	1,293	アトランタ総	1,337	アトランタ総	1,460	青島総	1,801	大連事	1,736	大連事	1,691	-2.6%
6	大連駐	1,180	タイ大	1,291	タイ大	1,398	タイ大	1,512	タイ大	1,571	タイ大	1,656	+5.4%
7	シカゴ総	1,140	大連駐	1,244	大連駐	1,180	アトランタ総	1,497	アトランタ総	1,521	インド大	1,491	+19.2%
8	英国大	1,095	シカゴ総	1,180	シカゴ総	1,137	シカゴ総	1,224	インドネシア大	1,501	インドネシア大	1,427	-4.9%
9	アトランタ総	1,045	インドネシア大	1,061	インドネシア大	1,131	インドネシア大	1,161	香港総	1,388	香港総	1,358	-2.2%
10	インドネシア大	1,027	英国大	1,022	フィリピン大	1,032	フィリピン大	1,069	シカゴ総	1,299	アトランタ総	1,302	-1.0%

※「大」は大使館、「総」は総領事館、「事」は領事事務所、「駐」は出張駐在官事務所を示します。

※在上海総領事館の管轄は、上海市、江西省、江蘇省、浙江省、安徽省です。

出典 (外務省「海外在留邦人数調査統計」)

5. 税制改革

中国では今年の5月に「營改増」と呼ばれる税制改正が行われました。営業税の課税を廃止して増値税(業種により6%~17%)へ課税方法を変更するという大改革です。

日本では、増値税とは聞きなれない言葉ですが、日本の消費税に相当する税金です。中国では、この増値税とは別に高級品に課税する「消費税」と呼ばれる別の税金が存在します。

中国の「消費税」は、日本では既に廃止されている物品税に相当する税で、いわゆる贅沢品(酒、タバコ、化粧品、高級車など)が課税対象です。高級車などは40%の税金が課されるそうです。

中国の増値税は1994年に導入されました。経済状況、財源、徴収管理などの制約を受け、物の販売、加工・修理役務の提供および輸入(全取引の60%)については課税対象とされましたが、ほかの役務の提供、無形資産の譲渡および不動産の譲渡は対象外とされ、営業税の課税対象(全取引の40%)とされていました。

後述しますが、営業税は原則として営業額(売上額)全額に対して課税され、増値税のような

仕入税額控除の仕組みがありません。この両税が並存している事によって、二重課税等の問題が生じていました。

例えば、営業税の納税者が仕入れた物品を営業税の課税対象項目である役務の提供に用いる場合、仕入れた物品にかかる仕入税額を控除できないので、増値税を負担することになっていたのです。

営業税はサービス業やコンサルティング業等に適用されていた税金です。建設業・不動産業・金融業・生活サービス業(飲食・旅行・教育・医療など)において課せられていた営業税が廃止され、今後すべて増値税が課せられることとなりました。この改革は、今年の税制改革の最重要課題と位置づけられており、問題とされた二重課税が解決され、企業の税負担の軽減を通じて、経済活力を高めると期待されています。

(1) 課税方法の違い

ある会社において、売上100(営業税込)があったとき、それぞれの課税・納税方法は下記の通りとなります(なお、営業税5%・増値税6%とし、附加税は考慮しません)。

<営業税課税の場合>

売上100に対して営業税5が課税されます。よって、会社の手元に95残ります。95から経費等を差し引いた税引前利益に対して25%の企業所得税が課税されます。

以上の通り、営業税は直接利益をマイナスする税金です。営業税は、「営業税及び付加」という科目で処理され、税引前利益を低める効果があります。

<増値税課税の場合>

売上100（増値税込106）に対して、お客さんから受け取った増値税（売上増値税）は6となります。

通常の企業は仕入を行っています。増値税納税額は、売上増値税から仕入時に支払った増値税（仕入増値税）を控除した金額となります（このことを仕入税額控除と呼びます）。この考え方は、日本の消費税と同じです。

そのため、売上が少なく（売上増値税が少ない）、仕入の方が多かった場合（仕入増値税の方が多かった場合）、増値税の納税額は0となります。

企業が赤字に陥った場合でも、営業税課税対象の売上があれば営業税は必ず課税されますが、増値税の場合は、仕入増値税が売上増値税を上回れば課税が発生しません。一般的に増値税の方が（営業税よりも）企業にとって有利と言われるのはこの点です。

企業所得税については、売上100（増値税抜）から経費等を差し引いた税引前利益に対して25%の企業所得税が課税されます。増値税は、預かった増値税（売上増値税）から支払った増値税（仕入増値税）を差し引いた差額を納税するのであり、基本的に損益に影響は与えません。日本の消費税と同じです。

(2) 適用税率について

日本の消費税は、現在8%で統一されており、どんなモノやサービスを消費したとしても基本的に8%消費税が適用されます。

これに対して、増値税はモノやサービス毎に異なる税率が設定されている点に注意が必要です。業種により6%~17%まであります。

今までの営業税は3%~5%だったので、税率は上がっていますが、日本の消費税と同じく仕入れ税額控除が受けられるので、殆どの企業で

納税額は減ることになります。

今回の措置によって中国政府の税収は最大で5,000億元（約7兆7千億円）減少するとの試算も出ています。一部のアナリストの間で、「経済成長の減速に対応するための財政刺激策」との見方もあるようです。

税負担の軽減で企業はより多くの資金を投資に回すことが可能となり、経済成長の減速に歯止めがかけられるかが問われています。

6.おわりに

チャイナショックとか、景気減速が取りざたされる中国ですが、確かに経済成長率は下がってきているものの、それでも7%近い成長率です。

今まで2ケタ成長をして来たのが、2015年のGDP成長率6.9%と25年ぶりの低い伸びに留まっているところでは。

成長が鈍化しているのは事実ですが、それでも、今の日本と比べたら高い成長率であり、マーケットとしての魅力は十分にあるものと思われます。マーケットでは、「中国经济は大丈夫なのか」との懸念はくすぶっているようですが、成長率は大幅に落ちたとはいえ引き続き右肩上がりの成長を続けており、中国国内では、それほど心配していない人達が多いようです。

今後も定期的にレポートしていきたいと思えます。現場からは、以上です。



■5月に上海で開催された世界旅行博覧会の茨城県ブースでの写真（筆者は右から2番目）

(問題の答え)

(①スターバックス、②キャノン、③コカコーラ、④ディズニー、⑤ヤフー、⑥ユニクロ)